

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度 の概要とその整備状況等について

九州デジタル推進WG 第4回会合 ご説明資料

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部基盤整備促進課

令和6年9月

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の概要

- ✓ 人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件により、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ、令和5年6月16日施行の改正電気通信事業法等により、第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス。以下「BBユニバ」という。）制度を創設

BBユニバの対象^(※1)



- ① FTTH
- ② CATVインターネット（HFC方式）
- ③ ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）

※1 下り名目速度30Mbps以上のものに限る

- HFC（Hybrid Fiber Coaxial）方式は、幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式で、このうち上り名目速度10Mbps以上のもの
- ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）は、固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの

交付金

負担事業者^(※2)から徴収する負担金を原資とする交付金を支援対象事業者^(※3)に対し交付することで、不採算エリア（支援区域）におけるBBユニバの提供に要する維持管理費用の一部を補填

事業者規律

BBユニバ提供の電気通信事業者^(※4)に一定の規律

- 契約約款の作成、届出義務
- 約款に基づく役務提供義務 等

※4 支援対象事業者又はBBユニバの契約数の合計が30万を超える電気通信事業者

総務大臣

③ 交付金額等
認可申請

④ 認可

支援対象事業者^(※3)

支援区域で
BBユニバを提供

① コスト算定のための
基礎データの算出

② 資料届出

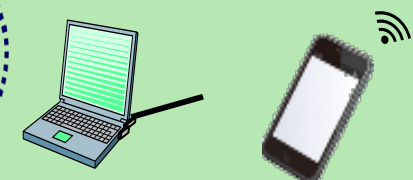
交付金・
負担金額
の算定

交付金・
負担金額
の確定

⑤ 負担額通知

負担事業者^(※2)

（固定・携帯ブロードバンド事業者）



⑥ 負担金納付

⑦ 交付金交付

基礎的電気通信 役務支援機関

TCA 一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

※3 第二種適格電気通信事業者という。一定の世帯カバー率を満たす等した上で申請に基づき総務大臣が指定

※2 前年度の電気通信事業により生じた収益額が10億円を超える事業者。各負担事業者から徴収される負担金額は、当該事業者の前年度の電気通信事業における収益額の3%が上限

・ISP接続 「専らインターネットの接続点間の通信の用に供する電気通信設備」（省令14条の4）を用いて提供されるサービス

「高速度データ伝送電気通信役務」（法7条二）

「その一端が利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備であつて、符号、音響又は影像を高速度で送信し、及び受信することが可能なもの（専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを除く。）を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務」のこと（法7条二）

除外

第二種負担金の算定に関する役務

「第二号基礎的電気通信役務」

- ・FTTH
 - ・CATV（HFC方式）
 - ・ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）
（法7条二及び省令14条の3①）
 - ・ローカル5G
 - ・BWA（自営等除く）
 - ・公衆無線LAN
 - ・衛星アクセス
 - ・CATV（同軸方式）
 - ・ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）
 - ・DSL
 - ・FWA
 - ・携帯電話・PHSアクセスサービス（3.9～4G、5G）
- （注）下り名目速度1Mbpsに満たない役務は対象外とする

卸先役務 「専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務」（省令40条の7の2一）

専用役務、閉域網通信、IoT端末との通信に用いるサービス

- ・フレームリレーサービス・ATM交換サービス・自営等BWAアクセスサービス
- ・IP-VPNサービス・広域イーサネットサービス・専用役務
- ・通信モジュール※向けに提供する電気通信役務
※特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう

仮想移動電気通信サービス

（省令40条の7の2二）

アンライセンスLPWA

音声伝送役務等

- ・加入電話（ダイヤルアップ接続を含む）*
 - ・総合デジタル通信サービス（ISDN）*
 - ・中継電話
 - ・国際電話等
 - ・公衆電話等
 - ・携帯電話
 - ・PHS
 - ・IP電話
 - ・ワイヤレス固定電話
 - ・衛星移動通信
 - ・FMC
 - ・付加価値サービス
 - ・インターネット関連サービス
 - ・ドメイン名電気通信役務
 - ・電報
 - ・その他
- * 音声伝送役務かつナローバンド通信であるサービス

二号基礎的役務を提供する事業者

二種適格事業者
及び
契約数が**30万を超える**事業者

- ・改正電気通信事業法第19条第1項による契約約款届出義務の対象
- ・改正電気通信事業法第19条第2項による変更命令の対象

二種適格事業者でなく、
かつ、契約数が**30万以下**の事業者

- ・電気通信事業法第166条第1項による報告徴収の対象
- ・電気通信事業法第29条第1項第4号～第7号による業務改善命令の対象

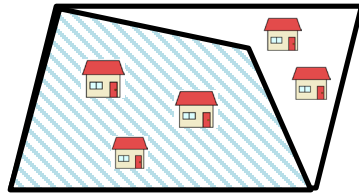
BBユニバ制度における「支援区域」の指定 ①

- ✓ 直近の国勢調査に基づく全国約23万町字（例：▽▽一丁目）の中から、毎年6月末までに対象事業者から総務省に報告される、町字ごとの「回線規模報告」を踏まえ、①提供状況の厳しさ、②不採算性、③地域特性の3つの要件を基に、総務大臣が「一般支援区域」と「特別支援区域」となる町字を特定
- ✓ これらの「一般支援区域」と「特別支援区域」を、交付金の算定対象となる町字として、本年8月30日に指定・公表
- ✓ 合計29,288町字（「一般支援区域」が15,831町字、「特別支援区域」が13,457町字）
- ✓ なお、今後、毎年8月末までに総務大臣は指定替え、指定解除等を行い、公表することになる

要件①～③全てに該当

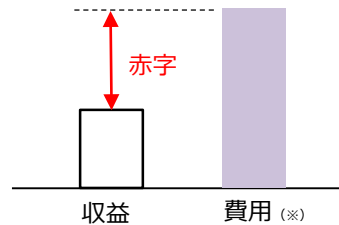
**特別支援区域
(13,457町字)**

要件①：提供状況の厳しさ



世帯カバー率：50%超
提供期間：（50%超で）1年超
を満たす事業者が一者のみ or ゼロ

要件②：不採算性



町字当りの一回線当たりの月額コストが、3,869円（収益）を上回る

※ 費用は算定モデルを使って推計

要件③：地域特性

（次のA～Cのいずれかに該当）

A：大幅な赤字地域

（赤字額が11,790円/月を上回る）
（例：BBの提供に海底ケーブルが必要）

B：公設地域

（町字に自治体所有の公設設備あり）
（例：電気通信事業者がIRU契約により自治体所有の設備を利用してBBを提供）

C：未整備地域

（世帯カバー率が50%以下）
（例：不採算エリアに数世帯が存在）

要件①及び②に該当

**一般支援区域
(15,831町字)**

合計 29,288町字

注：要件①又は②に該当しない町字は支援区域とはならない

全国 約23万町字
※国勢調査に基づく町字

BBユニバ制度における「支援区域」の指定②（熊本県一部抜粋）

KEYCODE	市区町村名	大字・町名	字・丁目名	KEYCODE	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
431030282	熊本市西区	花園		43202191007	八代市	東陽町河俣	字坂より上
431030302	熊本市西区	中松尾町		432021920	八代市	泉町下岳	
431030320	熊本市西区	松尾町平山		432021930	八代市	泉町柳田	
431030390	熊本市西区	河内町野出		432021940	八代市	泉町栗木	
431030400	熊本市西区	河内町大多尾		432021960	八代市	泉町椎原	
431030410	熊本市西区	河内町東門寺		432021990	八代市	泉町桜木	
431030420	熊本市西区	河内町島		432033400	人吉市	古仏頂町	
431030430	熊本市西区	河内町面木		432033450	人吉市	赤池原町	
43103046101	熊本市西区	小島	一丁目	432036640	人吉市	上水野町	
431040800	熊本市南区	城南町出水		432036660	人吉市	上戸越町	
431050250	熊本市北区	大島原町		43203774004	人吉市	中神町	字大柿
431050600	熊本市北区	樺木町豊岡		43203775003	人吉市	下原田町	字上野
431050660	熊本市北区	樺木町那知		43203776004	人吉市	上原田町	字嘉瀬
432020850	八代市	渡町		432040140	荒原市	上平山	
432021160	八代市	東町		432050380	水俣市	江添	
432021210	八代市	川田町東		432050450	水俣市	中鶴	
432021230	八代市	日奈久新開町		432050460	水俣市	長野	
432021240	八代市	日奈久大坪町		432050480	水俣市	小津奈木	
432021380	八代市	二見本町		432050490	水俣市	深川	
432021390	八代市	二見赤松町		432050500	水俣市	宝川内	
432021400	八代市	二見下大野町		432050510	水俣市	水俣瀬	
432021410	八代市	二見野田崎町		432050520	水俣市	石坂川	
432021520	八代市	日奈久平成町		432050530	水俣市	葛渡	
432021530	八代市	日奈久栄町		432050540	水俣市	薄原	
432021540	八代市	坂本町西部		432050550	水俣市	湯出	
432021550	八代市	坂本町深水		432050560	水俣市	長崎	
432021560	八代市	坂本町中谷		432050590	水俣市	久木野	
432021570	八代市	坂本町點漣		432050600	水俣市	吉里	
432021580	八代市	坂本町坂本		432050610	水俣市	大川	
432021590	八代市	坂本町荒瀬		432050620	水俣市	越小瀬	
432021600	八代市	坂本町塚木		432060210	玉名市	北半田	
432021610	八代市	坂本町鎌瀬		432060280	玉名市	青野	
432021620	八代市	坂本町中津瀬		432060330	玉名市	南坂門田	
432021650	八代市	坂本町鎌崎		432060350	玉名市	北坂門田	
432021660	八代市	坂本町田上		432060420	玉名市	山部田	
432021670	八代市	坂本町百済米下		432060450	玉名市	青木	
432021680	八代市	坂本町百済米上		432060460	玉名市	月田	
43202188001	八代市	東陽町北	字西原	432060470	玉名市	箱谷	
43202188004	八代市	東陽町北	字新里	432060510	玉名市	三ツ川	
43202188005	八代市	東陽町北	字権藤	432080110	山南市	坂田	
43202189002	八代市	東陽町南	字黒洞	432080120	山南市	小原	
43202189003	八代市	東陽町南	字藤内	432080160	山南市	橋井	
43202189006	八代市	東陽町南	字赤山	432080180	山南市	保多田	
43202190002	八代市	東陽町小浦	字豊原	432080190	山南市	麻生野	
43202190003	八代市	東陽町小浦	字館原	432080250	山南市	城	
43202190004	八代市	東陽町小浦	字内ノ原	432080270	山南市	平山	
43202191001	八代市	東陽町河俣	字美生	432080290	山南市	寺島	
43202191002	八代市	東陽町河俣	字藤下	432080300	山南市	小坂	
43202191004	八代市	東陽町河俣	字久木野	432080330	山南市	上吉田	
43202191005	八代市	東陽町河俣	字鹿路	432080390	山南市	鹿北町岩野	

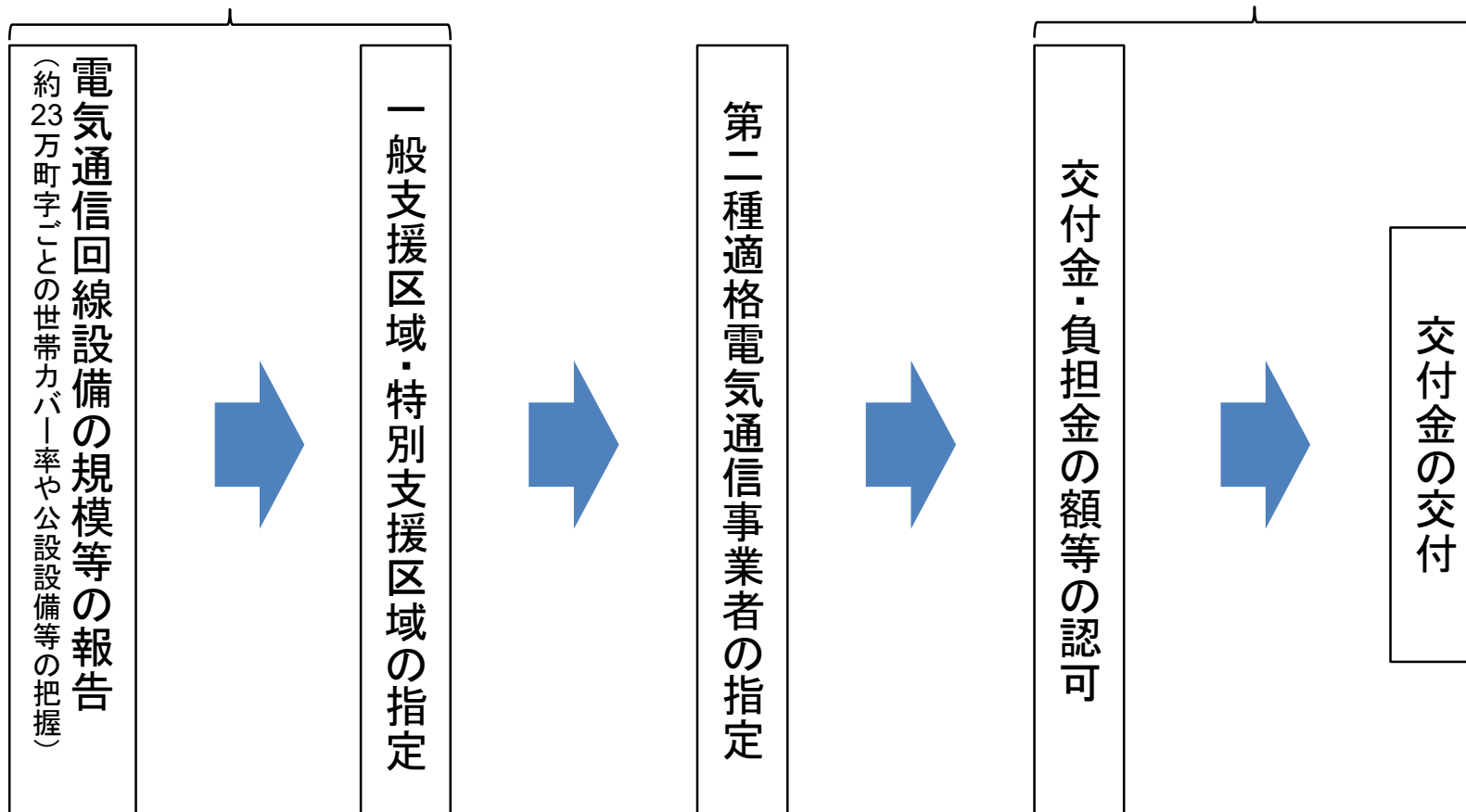
KEYCODE	市区町村名	大字・町名	字・丁目名	KEYCODE	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
431010720	熊本市中央区	二の丸		43215052003	天草市	牧島	字長浦
43103010207	熊本市西区	黒崎	七丁目	43215052004	天草市	牧島	稲の木
432021630	八代市	坂本町ノ俣		43215053001	天草市	横浦	字横浦
432021640	八代市	坂本町川瀬		43215053002	天草市	横浦	字崎浦
43202191006	八代市	東陽町河俣	字座瀬	43215053003	天草市	横浦	字杉浦
432021950	八代市	泉町久瀬子		432150560	天草市	浦	
432021970	八代市	泉町仁田尾		432150590	天草市	河内	
432021980	八代市	泉町栗木		432150610	天草市	古江	
432034670	人吉市	西大塚町		43215062112	天草市	小宮地	赤崎
432035540	人吉市	久保町		43215062113	天草市	小宮地	浦, 新田
432036690	人吉市	鹿目町		43215062201	天草市	小宮地	竜洞山
43210006009	菊池市	下河原		43215062202	天草市	小宮地	立
43210009011	菊池市	原	木塚	43215062203	天草市	小宮地	二本木
43210009014	菊池市	原	板井原	43215062204	天草市	小宮地	高根
43210011016	菊池市	龍門	中山	43215063002	天草市	大宮地	中山
432120050	上天草市	湯島		43215063003	天草市	大宮地	中浪
432140030	阿蘇市	一の宮町中通		43215063004	天草市	大宮地	中央
432140040	阿蘇市	一の宮町三野		43215063005	天草市	大宮地	大宮
43214008002	阿蘇市	三久保	浜川	43215063006	天草市	大宮地	釜
432140090	阿蘇市	西瀬浦		43215064008	天草市	大多尾	小峰
432140100	阿蘇市	南宮原		43215064010	天草市	大多尾	櫻浦
432140160	阿蘇市	今町		43215064011	天草市	大多尾	天附
432140180	阿蘇市	山田		43215064012	天草市	大多尾	長野
432140190	阿蘇市	乙畑		43215064013	天草市	大多尾	横島
43214020001	阿蘇市	黒川	黒川千丁	43215066001	天草市	碓石	五箇区
432140250	阿蘇市	草津		43215066002	天草市	碓石	四箇区
432140280	阿蘇市	の石		43215066005	天草市	碓石	二箇区
432140300	阿蘇市	跡分瀬		43215066006	天草市	碓石	一箇区
432140310	阿蘇市	無田		434230030	南小国町	大字湯原寺	
432140320	阿蘇市	波野大字新波野		434240020	小国町	大字黒洞	
432140330	阿蘇市	波野大字波野		434240030	小国町	大字下城	
432140340	阿蘇市	波野大字滝水		434240040	小国町	大字西里	
432140350	阿蘇市	波野大字中江		434240050	小国町	大字北里	
432140360	阿蘇市	波野大字小地野		434240060	小国町	大字上田	
432140370	阿蘇市	波野大字小瀬		434250010	産山村	大字産山	
432140380	阿蘇市	波野大字赤仁田		434250020	産山村	大字田尻	
432150490	天草市	小島子		434250030	産山村	大字山鹿	
43215050001	天草市	御所浦	字村	434250040	産山村	大字大刺	
43215050002	天草市	御所浦	向	434250050	産山村	大字片俣	
43215050003	天草市	御所浦	古藤敷	434280050	高森町	大字尾下	
43215050005	天草市	御所浦	鷹木崎	434820150	芦北町	上原	
43215050006	天草市	御所浦	元浦	434820240	芦北町	白石	
43215050007	天草市	御所浦	字大浦	434820280	芦北町	告	
43215050008	天草市	御所浦	字上脇	434820340	芦北町	丸山	
43215050009	天草市	御所浦	字下脇	43484004003	津奈木町	大字福浜	(注)
43215050010	天草市	御所浦	上竹地	43501001015	鏡町	大字一武	一五区
43215050011	天草市	御所浦	字下竹地	43501003019	鏡町	大字木上	一九区
43215050012	天草市	御所浦	越地	435050050	多良木町	大字槻木	
43215050014	天草市	御所浦	外平	43507001001	水上村	大字瀧山	字舟石
43215052002	天草市	牧島	字牧本	43507001002	水上村	大字瀧山	字高瀬

BBユニバ制度における交付金の交付までの一連の流れ

- ✓ BBユニバ制度では、第二種適格電気通信事業者に対して、担当する一般支援区域・特別支援区域でBBユニバを提供するのに必要な維持管理費用の一部を交付金として補填

毎年度実施

第二種適格電気通信事業者が存在する場合に毎年度実施



令和6年: 6/28

8/30

令和6年度内
を想定

令和7年度
を想定

令和8年度
を想定